

# 様式 1 公表されるべき事項

別 添

## 国立研究開発法人建築研究所(法人番号9050005005205)の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当研究所は、建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等の業務を担っており、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを法人の目的としていることに鑑み、役員報酬の支給水準については、独立行政法人通則法第50条の2第3項の規定の趣旨を踏まえ、役員の職責に応じ、国家公務員の指定職俸給表に準拠しつつ、当研究所の業務の実績を考慮して定めている。

##### ② 平成27年度における役員報酬についての業績反映のさせ方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

業績手当について、独立行政法人通則法第35条の6第7項の規定に基づく、主務大臣からの業務の実績に関する評価結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じた額を支給した。

##### ③ 役員報酬基準の内容及び平成27年度における改定内容

法人の長  
理事  
監事  
監事(非常勤)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第1号)等の施行を踏まえ、国家公務員に準拠し、以下の内容について改定を行った。  
 ・常勤役員の本給月額について、1,000円引上げ[平成27年4月から]。  
 ・地域手当について、12%から15%への引上げ[平成27年4月から平成28年3月まで]。  
 ・平成27年度の賞与について、年間支給月数を0.05月分引上げ、12月支給の業績手当に配分。

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成27年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	16,165	10,008	4,146	1,501 (地域手当) 510 (通勤手当)			
理事	14,617	9,312	3,857	1,396 (地域手当) 50 (通勤手当)			
監事	14,244	8,472	3,587	1,524 (地域手当) 660 (通勤手当)	4月1日		◇
監事(非常勤)	2,880	2,880	—	—	4月1日		

注:地域手当とは、国家公務員の給与制度(当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給)に準拠するものであり、本給の月額に15%(2級地)を乗じた額を支給(監事のみは、異動保障により18%を支給)。

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注:千円未満を切り捨ててあるので、合計額(年間報酬等の総額)が一致しない場合がある。

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

法人の長  
理事  
監事  
監事(非常勤)

当研究所は、建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等の業務を担っている。  
 役員の報酬水準については、I-1-①に記載したとおり、国家公務員の指定職俸給表に準拠するものとしているが、I-2の報酬等の支給状況の結果は、I-1-①の考え方を踏まえて、当研究所の平成26年度の業務の実績に関する評価結果（法人全体として、「研究開発成果の最大化」に向け、着実な実施状況であるとの評価（B評価）を得ている。）を勘案した報酬実績となっており、妥当であると考えます。

#### 【主務大臣の検証結果】

本研究所の業務目的は、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することである。  
 その業務内容に鑑みれば、I-1-①で示された役員報酬水準の設定の考え方は国家公務員の給与水準を踏まえて定められており、適当である。  
 また、I-2の報酬実績は報酬水準の設定の考え方に即しており、法人の実績評価結果に鑑みても、法人の検証結果は適当である。

### 4 役員の退職手当の支給状況（平成27年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
	該当者なし				

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## 5 退職手当の水準の妥当性について

### 【主務大臣の判断理由等】

区 分	判 断 理 由
	該当者なし

注:業績勘案率が確定していないため該当者なし

## 6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

（ 役員の職務実績を報酬に反映させるため、業績手当については、主務大臣における業務実績評価の結果を勘案の上、理事長がこれを増額又は減額することができることとしており、引き続き職務実績に応じて支給する。 ）

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当研究所は、建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等の業務を担っており、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを法人の目的としていることに鑑み、職員給与の支給水準については、独立行政法人通則法第50条の10第3項の規定の趣旨を踏まえ、国家公務員に適用される給与制度に準拠しつつ、当研究所の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態を考慮して定めている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績評価を行い、当該評価について、業績手当の成績率及び昇給区分の決定に反映させるとともに、昇格及び昇任の実施に活用している。

#### ③ 給与制度の内容及び平成27年度における主な改定内容

職員の報酬は、建築研究所職員給与規程により、俸給及び諸手当(扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、役職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、業績手当)としており、各手当は国家公務員に適用される給与制度に準拠し、各職員の状況に応じた支給を行っている。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第1号)等の施行を踏まえ、国家公務員に準拠し、以下の内容について改定を行った。

- ・俸給月額について、1,100円を基本に引上げ(平均引上げ率0.4%)  
(初任給については2,500円、若年層についても同程度の引上げ)[平成27年4月から]。
- ・地域手当について、12%から15%への引上げ[平成27年4月から平成28年3月まで]。
- ・平成27年度の賞与について、年間支給月数を再雇用職員以外の職員にあっては0.1月分、再任用職員にあっては0.05月分引上げ、12月支給の業績手当に配分。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

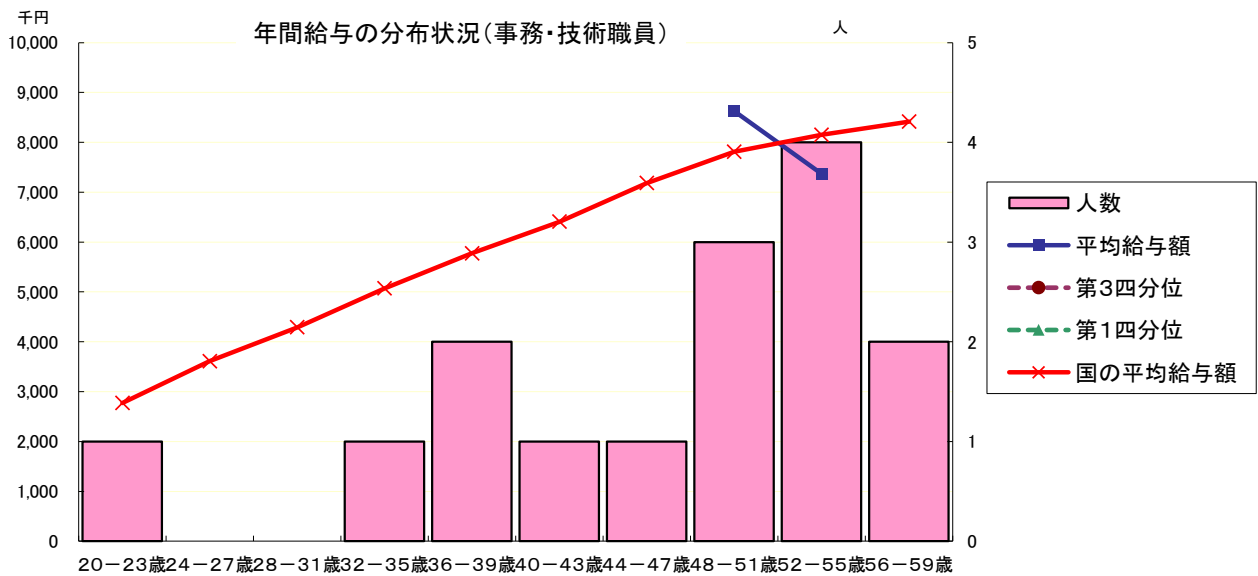
区 分	人 員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総 額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	49人	49.2歳	9,742千円	7,236千円	139千円	2,506千円
事務・技術	15人	46.6歳	7,504千円	5,516千円	117千円	1,988千円
研究職種	34人	50.3歳	10,729千円	7,994千円	149千円	2,735千円
再任用職員	1人	—歳	—千円	—千円	—千円	—千円
研究職種	1人	—歳	—千円	—千円	—千円	—千円
非常勤職員	10人	43.3歳	3,069千円	2,529千円	100千円	540千円
事務・技術	9人	41.2歳	2,893千円	2,388千円	103千円	505千円
研究職種	1人	—歳	—千円	—千円	—千円	—千円

注:常勤職員については再任用職員を除く。

注:再任用職員及び非常勤職員の研究職種については該当者が1名であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「人員」以外の項目については記載していない。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕

(事務・技術職員)

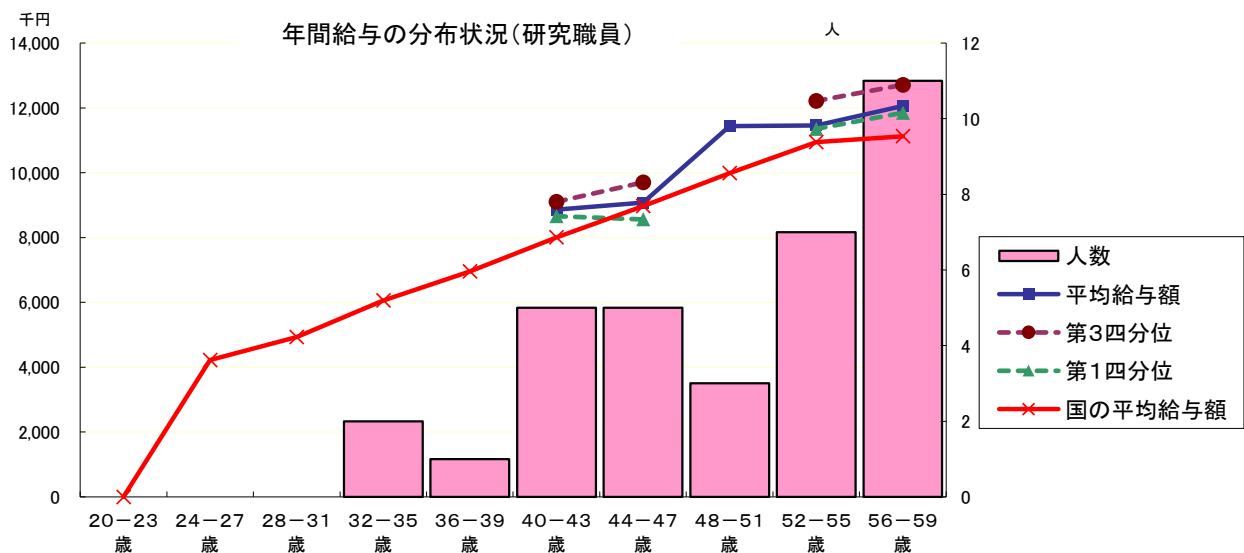


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注:年齢20-23、32-35、36-39、40-43、44-47、56-59歳については、該当者が2人以下であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額については記載していない。

注:年齢48-51、52-55については、該当者が4人以下のため、第1・第3四分位については記載していない。

(研究職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注:年齢32-35、36-39歳については、該当者が2人以下であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額及び第1・第3四分位については記載していない。

注:年齢48-51については、該当者が4人以下のため、第1・第3四分位については記載していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人 員	平均年齢	年 間 給 与 額	
			平 均	最 高 ～ 最 低
代表的職位	人	歳	千円	千円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部部長</li> <li>・本部課長</li> <li>・本部課長補佐</li> <li>・本部係長</li> <li>・本部係員</li> </ul>	2	—	—	—
	2	—	—	—
	2	—	—	—
	7	46.2	6,470	7,228 ～ 5,567
	2	—	—	—

注:本部部長、課長、課長補佐、係員の該当者は2名以下であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与額については記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人 員	平均年齢	年 間 給 与 額	
			平 均	最 高 ～ 最 低
代表的職位	人	歳	千円	千円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部研究部長</li> <li>・本部研究課長</li> <li>・本部主任研究員</li> </ul>	9	57.3	12,627	13,390 ～ 12,168
	9	52.6	11,605	12,215 ～ 11,234
	16	45.1	8,852	9,885 ～ 7,040

④ 賞与(平成27年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	53.1 %	50.5 %	51.6 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	46.9 %	49.5 %	48.4 %
	最高～最低	47.3 ～ 46.6 %	49.9 ～ 49.2 %	48.7 ～ 48.0 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	62.0 %	61.6 %	61.8 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.0 %	38.4 %	38.2 %
	最高～最低	40.7 ～ 35.8 %	40.6 ～ 36.1 %	39.0 ～ 35.9 %

(研究職員)

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	51.4 %	53.0 %	52.3 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	48.6 %	47.0 %	47.7 %
	最高～最低	52.7 ～ 46.4 %	52.5 ～ 45.2 %	49.9 ～ 46.0 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	61.9 %	62.5 %	62.2 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.1 %	37.5 %	37.8 %
	最高～最低	42.8 ～ 35.3 %	43.3 ～ 35.6 %	40.2 ～ 35.5 %

### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### ○事務・技術職員

項 目	内 容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 104.7</li> <li>・年齢・地域勘案 103.3</li> <li>・年齢・学歴勘案 105.9</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 103.5</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p><b>【指数の算出方法により指数が高くなっている理由】</b>  事務・技術職員の給与水準公表対象人数が15名と少ないため、個々の給与額が全体の指数に与える影響が大きい。  特に、今回の56～59歳の給与水準公表対象者全てが部長級であり、それ以外の者が対象となっていないことから全体の指数を押し上げる要因となっている。</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)  当研究所は、建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等の業務を担っており、その給与水準については、Ⅱ-1-①に記載したとおり国家公務員に適用される給与制度に準拠して定めるところ、Ⅱ-2の事務・技術職員の給与支給状況の結果は、Ⅱ-1-①の考え方を踏まえて、職員の職務の特性及び雇用形態を考慮し国家公務員の行政職俸給表(一)に即した給与実績となっており、妥当であると考え。</p> <p><b>【管理職の割合(平成27年4月1日時点の常勤職員数)】</b>  7.1% [常勤職員(任期付職員及び再任用職員を除く。)数28名中2名]  <b>【大卒以上の高学歴者の割合(平成27年4月1日時点の常勤職員数)】</b>  42.9% [常勤職員(任期付職員及び再任用職員を除く。)数28名中12名]</p> <p>(主務大臣の検証結果)  本研究所の業務目的は、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することである。  その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①で示された給与水準の設定の考え方は、国家公務員の給与水準を踏まえて定められており、適当である。  また、Ⅱ-2の給与実績は給与水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は適当である。</p>
講ずる措置	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。

○研究職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 108.0</li> <li>・年齢・地域勘案 105.4</li> <li>・年齢・学歴勘案 107.8</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 105.1</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>当研究所では、少ない人員で広範かつ専門的な分野の研究を行っていることから、その研究領域に精通した者を採用しており、特に博士号を有する者が多くなっている。当研究所の研究職員のうち博士号を有する者は、対象職員34名のうち28名の82.4%と極めて高い割合となっている。</p> <p>それに応じて初任給の決定等において給与水準が高くなっており、そのことが指数を上げる要因となっている。</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>当研究所は、建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等の業務を担っており、その給与水準については、Ⅱ-1-①で記載したとおり国家公務員に適用される給与制度に準拠して定めているところ、Ⅱ-2の研究職員の給与支給状況の結果は、Ⅱ-1-①の考え方を踏まえて、職員の職務の特性及び雇用形態を考慮し国家公務員の研究職俸給表に即した支給実績となっており、妥当であるとする。</p> <p><b>【管理職の割合(平成27年4月1日時点の常勤職員数)</b> 23.8%〔常勤職員(任期付職員及び再任用職員を除く。)数42名中10名〕</p> <p><b>【大卒以上の高学歴者の割合(平成27年4月1日時点の常勤職員数)</b> 97.6%〔常勤職員(任期付職員及び再任用職員を除く。)数42名中41名〕</p> <p>(主務大臣の検証結果)</p> <p>本研究所の業務目的は、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することである。その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①で示された給与水準の設定の考え方は、国家公務員の給与水準を踏まえて定められており、適当である。</p> <p>また、Ⅱ-2の給与実績は給与水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は適当である。</p>
講ずる措置	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。

4 モデル給与

当研究所に勤務する事務・技術職員(大卒)をモデルとした月額及び年間給与は以下のとおり。

- 22歳(大卒初任給、独身) 月額: 176,700 、 年間給与: 2,621,000
- 35歳(本部係長、配偶者・子1人) 月額: 329,475 、 年間給与: 5,383,000
- 45歳(本部係長、配偶者・子2人) 月額: 440,335 、 年間給与: 7,261,000

注:上記の月額及び年間給与は、俸給、扶養手当及び地域手当(15%) (22歳を除く。)を基礎に算出。



## 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の職務実績を給与に反映させるため、業績手当の支給及び昇給の実施にあたっては、その職員の勤務成績を考慮してそれぞれ成績率の区分、昇給区分を決定することとしており、引き続き職務実績に応じて支給する。

## III 総人件費について

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 799,494	千円 700,681	千円 707,522	千円 798,754	千円 763,439
退職手当支給額 (B)	千円 44,723	千円 46,494	千円 63,636	千円 73,122	千円 27,888
非常勤役職員等給与 (C)	千円 162,742	千円 152,856	千円 143,131	千円 150,043	千円 154,781
福利厚生費 (D)	千円 126,599	千円 116,479	千円 121,449	千円 132,265	千円 130,371
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,133,559	千円 1,016,511	千円 1,035,739	千円 1,154,185	千円 1,076,481

注：中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載している。

注：千円未満を切り捨ててあるので、合計額(最広義人件費)が一致しない場合がある。

### 総人件費について参考となる事項

- 中期目標期間の開始年度から当年度までにおいて、国家公務員に準じて、給与規程の改正を行った。主な改正内容については以下のとおり。
  - ・俸給月額引下げ(平均▲0.23%)〔平成24年3月1日より〕
  - ・55歳超の職員は、標準の勤務成績では昇給しない(従前は2号俸昇給)〔平成26年1月1日より〕
  - ・俸給月額引上げ(平均+0.3%)、交通用具使用者に係る通勤手当の引上げ〔平成26年4月1日より〕
  - ・平成26年度の賞与の支給月数の引上げ(年間+0.15月分)〔平成26年12月期賞与〕
  - ・平成27年1月昇給について1号俸の抑制
  - ・俸給月額引上げ(平均+0.4%)〔平成27年4月1日より〕。
  - ・地域手当の引上げ(+3%)〔平成27年4月1日より〕。
  - ・平成27年度の賞与の支給月数を引上げ(年間+0.1月分(役員・再任用は0.05月分))、12月支給の業績手当に配分。
- 平成24年度・平成25年度においては、上記改正のほか、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに準拠して、俸給月額については最大9.77%、賞与については一律9.77%の引下げとなっていた。
- 各年度の1月1日現在の常勤職員数(任期付職員及び再任用職員を含む。)は、それぞれ以下のとおり。  
平成23年度:87名、平成24年度:84名、平成25年度:84名、平成26年度:86名、平成27年度:79名
- 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年2月1日以降に退職する役職員については、国家公務員に準じた調整率(※)を設定し、退職手当支給水準を段階的に引下げた。
  - ※ ① 退職日が平成25年2月1日～平成25年9月30日 98/100
  - ② 退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 92/100
  - ③ 退職日が平成26年7月1日～ 87/100
- 各年度の退職手当支給者数は、それぞれ以下のとおり。  
平成23年度:4名、平成24年度:3名、平成25年度:3名、平成26年度:7名、平成27年度:4名

## IV その他

特になし。